

# 光市木材利用促進基本方針

平成25年3月29日策定

## 第1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、山口県が定めた公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、多くの市民の使用に供する市有施設等において、地域産木材を利用した木造化・木質化を促進することにより、市民に温かみと潤いのある環境及び健康的で快適な公共空間の提供と、循環型社会の構築や地球温暖化防止、災害に強い森林づくり、林業の振興に資する。

## 第2 基本的事項

光市が行う公共建築物の整備にあたっては、可能な限り市産及び県産の地域産木材を使用するよう努める。

## 第3 市有施設における木材の利用推進

市有施設の建設にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の公共建築物及びこれに附属する工作物は、木材利用の推進を図るものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令や施設の設置基準等の制限により、木造化・木質化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理等の特殊性により、木造化・木質化することが困難な施設。
- (3) 災害時の活動拠点あるいは避難施設など、建物の機能等から木造化になじまない施設。
- (4) その他、木造化することになじまない理由があるもの。

## 第4 市有施設の備品等における木材の利用推進

市有施設において、机、椅子等の備品等には、地域産木材を用いた製品の使用に努める。

## 第5 土木工事における木材の利用促進

土木工事にあたっては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、間伐材等地域産木材の使用に努める。

## 附 則

この基本方針は、平成25年4月1日から施行する。